

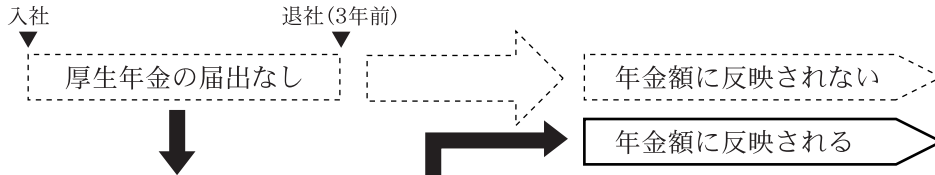
# 厚生年金特例法について

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

**今までは** 厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

**【具体例】**

3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされていたにもかかわらず、事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合。



**これからは**

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが、年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

詳しくは、お近くの社会保険事務所または、

**「ねんきんダイヤル」0570-05-1165** (平日8:30~17:15) までお問合せ下さい。

\* IP 電話・PHS からは、03-6700-1155 にお電話ください。

1000万人のガンバリサポート!! **傷害保険** **賠償責任保険** **共済見舞金**

# スポーツ安全保険



**対象となる事故** 団体活動中の事故 / 往復中の事故

**保険期間** 平成20年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで(申込受付は平成20年3月から)

**加入区分・掛金・補償金額**

団体	加入区分	掛金※ (年額)	対象範囲	保険金額				賠償責任保険 (てん補限度額)	共済見舞金
				傷害保険		入院			
				死亡	後遺障害 (最高)	(1日に1回) 実治療日数4日以上	(1日に1回)		
子どもの団体	<b>A</b>	500円	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (高校生以上)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	<b>AW</b> (中学生以下の方がご加入できます。)	1,050円	中学生以下の子ども	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体-財物賠償合算 1事故500万円を加算	
	<b>AC</b>	1,000円	A, AWの子ども(中学生以下) の指導・支援として一緒に スポーツ活動を行う大人 (高校生以上)	100万円	150万円	1,000円	500円	身体賠償、財物賠償合算 1事故500万円 (各免責金額1,000円)	対象となりません
大人の団体	<b>C</b>	1,500円	同上記以外 (学校管理下を除く。)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	<b>A</b>	500円	高校生以上の文化活動団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	<b>B</b>	800円	老人クラブなどの団体 (団体が員がおおむね 3分の2以上) 60歳以上)	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	<b>C</b>	1,500円	高校生以上のスポーツ活動団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
<b>D</b>	9,000円	危険度の高いスポーツ活動団体	500万円	750万円	1,800円	1,000円			

※「子ども」とは中学生以下及び特別支援学校の児童、生徒及び幼児を、「大人」とは、高校生以上の生徒、学生、社会人などになります。  
 ※同一団体で10人以上加入できません。中途加入する場合、中途退会する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。  
 ※掛金には(財)スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金制度」の掛金、1人20円が含まれています。

(共同保険会社)  
 あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン  
 日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害  
 大同火災 東京海上日動  
 富士火災 三井住友海上  
 保険については東京海上日動を幹事会社として、  
 上記損害保険会社10社との共同保険となっております。  
 (平成20年4月予定)

平成20年度よりインターネットからの加入受付を開始しております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

**財団法人 スポーツ安全協会 島根県支部** (島根県体育協会内)

〒690-0016 松江市上乃木10丁目4番2号 島根県立水泳プール内 電話 0852-21-5388 電話受付時間:午前8時30分~午後5時(土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)

保険の詳しい内容、資料の請求は、  
ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより受付けております。